

地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の6の規定に基づき、一般競争入札の執行について以下のように定めたので公告する。

令和 8 年 9 月 28 日

杉並区長 岸本 聡子

件名	善福寺川河川環境改善工事(その2)		
業種	一般土木工事		
履行場所	杉並区内善福寺川		
履行期間	契約締結の翌日から 75 日間		
概要	河床浚渫工(人力・機械)	123	m ³
	河床浚渫工(人力)	13	m ³
	河床等整正工(人力)	14	m ³
	水草刈工	3,195	m ²
	水草伐根工	28	m ²
予定価格	14, 819, 200円(消費税抜き価格13, 472, 000円)		
発注方法	単体発注		
入札参加資格条件	1 地方自治法施行令(昭和 22 年政令 16 号)第 167 条の4の規定に該当していないこと。 2 杉並区競争入札有資格者指名停止に関する要綱に基づく指名停止期間中でないこと。 3 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置期間中でないこと。 4 東京電子自治体共同運営電子調達サービス(以下「電子調達サービス」という)の競争入札参加資格者名簿に登録された杉並区内の業者(杉並区内に本店を有する者又は杉並区内に代理人を置き、支店・支社・営業所を有する者で区内業者の認定を受けた者)で、以下の条件に全て該当する業者であること。 (1)申請先自治体に「杉並区」の登録があること。 (2)申請業種に「一般土木工事」の登録があること。 (3)申請業種「一般土木工事」の共同格付 B、C、D、E 級の何れかを有すること。 (4)引き続き2年以上当該業種の営業を営んでいること。		
入札の無効	1 公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。 2 競争入札参加者心得に違反した入札。 3 入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札。		
希望申請方法	電子調達サービスにより申請すること (添付資料は不要なため、登録しないこと)		
希望申請書提出期間	令和 8 年 9 月 28 日 午前 9 時 から令和 8 年 9 月 30 日 午後 3 時まで。 (締切時間を過ぎてからの提出は受付できない。)		
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、令和 8 年 10 月 1 日に適否を決定するので、電子調達サービスで確認すること。		
図面・仕様書等の配布	1 入札参加資格確認結果通知書受領後、電子調達サービス業務メニュー「発注図書等受領」から入手すること。 2 図面等を入手しないものは、入札に参加できない。		
質問の受付	1 図面・仕様書等に対する質問は、電子調達サービスにより提出すること。 2 受付期間は、入札参加資格確認結果通知書受領の日から令和 8 年 10 月 8 日 午前 11 時まで		
質問の回答	1 電子調達サービスにより確認すること。 2 閲覧開始は、令和 8 年 10 月 13 日 午後 1 時 から		
入札期間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から令和 8 年 10 月 19 日 午後 5 時 まで。 (締切時間を過ぎてからの入札書は受理できない。)		

入札方法	電子調達サービスによる。 注:入札金額は、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額(消費税抜き金額)を 入力すること。 <u>また、別途、入札金額の工事費内訳(材料費、労務費、法定福利費(事業主負担額)、建退共制度の掛金、安全衛生費を含む)を入力すること。内訳の入力が無い又は内容に不備がある場合は入札を無効とする。</u>
積算内訳書の提出	落札者は発注図書等に登録されている種別内訳書等を参考に積算内訳書(様式は任意)を提出すること。
開札日時	令和 8 年 10 月 20 日 午前 10 時 00 分
開札場所	電子調達サービス
入札回数	1回(再度入札は行わない)
落札通知	1 落札者には、電子調達サービスにて開札日時以降に通知する。 2 通知日の翌日から3営業日以内に、落札決定通知書及び積算内訳書を持参のうえ、杉並区経理課契約係に来庁すること。(電子契約による場合は別途指示する。)
最低制限価格	設定する。
入札保証金	免除
契約保証金	必要となる場合がある。
電子契約	対象(電子契約を希望する場合は、別添「電子契約に関するお知らせ」を確認すること。)
その他	1 契約担当者: 杉並区経理課長 青木 誠 2 前払金及び中間前払金: あり 3 準 拠 規 定: 杉並区契約事務規則 4 関係会社が同時に申込みすることは認めない。(関係会社とは、「競争入札参加資格申請の手引き」の関係会社の定義による。) 5 令和8年3月公共工事設計労務単価適用案件である。 6 現場代理人の他工事との兼任を認める措置 本件は、契約条項第 11 条第2項の規定にかかわらず、現場代理人について、以下の条件すべてに該当する場合は、他工事との兼任を認める。 (1) 杉並区発注の工事であること。 (2) 契約金額(消費税込み)4,500 万円(建築一式工事の場合は 9,000 万円)未満であること。 (3) 発注者と常に携帯電話等で連絡がとれること。 (4) 杉並区以外の工事で兼任している工事が無いこと。 ※兼任する工事の件数は、本件含め最大3件までとし、そのうち総価契約工事は2件までとする。(現在履行中のものを含む。) 7 契約書は積算内訳書の提出後に交付する。 8 落札者は、遅滞なく契約を行うこと。 9 契約条項(工事請負)は杉並区ホームページを参照すること。 10 その他不明な点については、杉並区経理課契約係に問い合わせること。 電話番号 03(5307)0612